

民間児童クラブ利用費補助の拡充

～安心して子育てできるまちへ～

1 目的

市内の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、公設（子どもの家、子育て子育て総合支援館）と民間の児童クラブがありますが、その利用料金には差があり、公平性に欠けていることから、民間の児童クラブの利用費補助を拡充することで、公平性の確保を図ります。



2 対象者

民間児童クラブ利用者

3 実施内容等

現在、民間児童クラブの利用者に対して、利用費の助成として、月額 1,000 円を上限に補助していますが、令和 2 年度からは、上限を月額 6,000 円に拡充します。

拡充することにより、月額利用料が 15,000 円までの民間児童クラブの利用者は、公設（子どもの家、子育て子育て総合支援館）を利用した場合の負担額と同等となります。

【公設と民間児童クラブの利用料金】

公設：9,000 円（19：00 までの利用の場合）

民間児童クラブ：10,500 円～42,000 円（低学年の利用の場合）

※公設は、利用時間による利用料金を設定

※民間児童クラブは、学年や利用日数による利用料金を設定

【対象児童】

550 人を想定

4 予算額 令和 2 年度(2020 年度)

補助金・交付金 36,624 千円

内訳 現行分 12,864 千円

拡充分 23,760 千円

5 過去の実績等

民間児童クラブを利用する児童 1 人につき、月額 1,000 円を上限として補助金を交付し、生活困窮世帯（生活保護世帯及び就学援助世帯）については、月額 6,000 円を上限とした上乗せ補助を行っています。

担当課 青少年子ども部子ども政策課